

刑事免責制度

考えられる制度の概要

1 刑事免責制度

- (1) 検察官は、一定の場合、裁判所（長）に対し、証言をすべき旨の命令を請求できることとする。
- (2) 裁判所（長）は、(1)の請求があったときは、証人に対し、証言をすべき旨の命令をすることとする。
- (3) (2)の命令があったときは、証人は、刑事訴訟法第146条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言であることを理由として証言を拒絶できないこととする。
- (4) (2)の命令があった後に証人が尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、証人による偽証等に係る事件を除き、証人に対する刑事事件において、証人に不利益に使用できないこととする。

2 第1回公判期日前の証人尋問の拡充

刑事免責制度を十分に活用できるようにするため、第1回公判期日前の証人尋問を拡充する。

【検討課題】

1 刑事免責の内容

- 裁判所（長）の命令により自己負罪拒否特権を消滅させて証言を強制する結果として、命令後の証言について、原則として派生使用免責を付与する。

2 命令の請求要件

どのような場合に検察官において証言命令を請求できることとするか。

(1) 証人の態度

- ・ 証人が証言の全部又は一部を拒絶した場合（刑事訴訟法第146条による拒絶の場合、証言拒絶の理由を明らかにしないものの刑事訴追又は有罪判決を受ける虞による拒絶と認められる場合）
- ・ 証人が証言の全部又は一部を拒絶するおそれがある場合
- ・ 証人が虚偽若しくは不十分な供述をし、又はそのおそれがある場合

(2) 考慮事情

- ・ 関係する犯罪の軽重及び情状
- ・ 証人による証言の重要性
- ・ その他

3 裁判所（長）の役割等

(1) 裁判所（長）の判断事項

- 裁判所（長）は、検察官から命令の請求を受けたとき、どのような判断の上で命令を発することとするか。

A案 裁判所（長）は、請求の適式性を確認した上、命令を発するものとする。

B案 裁判所（長）は、命令の必要性の有無を実質的に審査し、（明らかに）必要がないと認めるときは、命令請求を却下できることとする。

(2) 命令の効力

- 命令は、当該証人尋問の間、その効力を有するものとする。

4 第1回公判期日前の証人尋問における利用の在り方

- 第1回公判期日前の証人尋問において本制度を十分に活用できるようにするため、同証人尋問を拡充するか。
- 拡充する場合、現行規定のどのような要件を見直す必要があるか。

5 対象犯罪

6 その他

- 刑事手続の公正及び国民感情との関係
- 本制度の下で収集される証言の信用性担保方策